

談話における 反復表現・省略表現に着目したト条件文

伊藤沙智子*

順接接続助詞トを用いたト条件文の制約のひとつとして、後件のモダリティ制約が挙げられる。しかし、実際のコミュニケーションの中では、聞き手への働きかけがあるト条件文が見られる。モダリティ制約がある以上、ト条件文を用いて聞き手に働きかける際には何らかの働きかけを示す要因が必要である。また、ト条件文における、聞き手への働きかけの有無の判別は、一文からだけでは不可能である。そこで、より擬似的な話しことばのト条件文を考察することを目的として、漫画の会話文からト条件文全730例を収集し、談話のまとまりにおけるト条件文を分析した。

本調査の結果、聞き手への働きかけの有無と後件の期待性の観点から、ト条件文は、働きかけがない事実文と、働きかけがある警告文(後件が反期待性)・提案文(後件が合期待性)の機能を持つことが分かった。事実文では、ト条件文は聞き手にとっての新情報として事実を提出するため、先行文脈に反復表現は現れないことが分かった。一方、働きかけがある警告文・提案文では、ト条件文の前後の文脈に同様の機能を持つ働きかけ(命令・勧め等)を示す反復表現が現れることが分かった。この両者の相違点が、ト条件文の聞き手への働きかけの有無の判別において、大きな判断要因となることが指摘できた。

キーワード：談話、ト条件文、聞き手への働きかけ、反復表現、省略表現

1. 研究目的

順接接続助詞トを用いたト条件文は、従来の研究にて、松下大三郎(1930:547)における「実際関係」、鈴木義和(1986:58-59)における「事実関係」と指摘されており、トの基本的意味は「二つのできごとと関係を見たまま、見られるままに表現する」とされている。本論においても、トの基本的性格は鈴木(1986:52)の「二つのできごとと関係を見

* 韓国外語大学校日本語大学日本語文化学部助教授

たまま、見られるままに表現する」という指摘に従うこととする。

しかし、ト条件文には、1)のように事実をありのまま述べるのみで聞き手への働きかけがない文と、2)のように事実をありのまま述べることで聞き手へ警告・命令・依頼を達成する、聞き手への働きかけがある文とが存在している。

- 1) 春になると、桜が咲きます。
- 2) 急がないと、電車が行ってしまいます。

2)のような聞き手への働きかけがあるト条件文は、既に先行研究において「擬似条件文」として指摘されている。しかし、どのような条件が要因となって、ト条件文が聞き手への働きかけがあると判断されるのか、あるいは聞き手への働きかけがないと判断されるのかについては、研究の余地が残されている。ト条件文一文のみを抽出して着目した場合には、聞き手への働きかけの有無を客観的に判断することが困難である場合が多い。これは、一文からだけでは、一文のト条件文の外側に存在するはずの空白の文脈を主観的に補う、あるいは補わない、という選択を、判断する聞き手自身が行った上での判断になってしまい、客観的な判断が不可能となるためである。

- 3) a. [聞き手に対して発話]
走らないと終電に乗り遅れるから。
…聞き手への働きかけ有。(「走りなさい」が言外に省略)
- b. [どうしていつもスニーカーを履いているのかと聞かれて]
走らないと終電に乗り遅れるから。…聞き手への働きかけ無。

3)のように、たとえト条件文自体は同じであっても、「聞き手への働きかけの有無」はト条件文のいわば外側に存在する文脈に強く依存しており、語用論的に、ある場合は聞き手への働きかけがあり、ある場合は聞き手への働きかけがないと判断されると言える。

また、現行の文法シラバス、あるいは、機能シラバスに沿った初級

日本語教材における、ト条件文を学習項目とする課では、ト条件文一文のみの習得に焦点が当てられている。そのため、実際のコミュニケーションの中での、ト条件文の働きかけの有無の習得については、中・上級以降で文章・談話のまとまりに触れる中での学習者それぞれの学びに任されているのが現状である。しかし、学習者は初級・中級・上級といった学習段階を問わず、実際のコミュニケーションにおいて、聞き手として、あるいは話し手として、語用論的に生じるト条件文の持つ働きかけの有無に対応することが求められているとも言える。しかし、そのト条件文の持つ働きかけの有無への対応のためには、まず、ト条件文がどのような場合にどのような働きかけを持つかについての、具体的な言語現象に基づいた記述が必要であると言える。

そのため、ト条件文を含む談話のまとまりからト条件文を捉え、語用論的に文脈に依存する「聞き手への働きかけの有無」に着目した。以上の研究背景から、談話のまとまりから見たト条件文がどのような機能を持つか、また、その機能を持つためにはどのような要因が関係しているのか、を具体的な言語現象に基づき提出することを本論の目的とする。

2. 研究方法

鈴木(1986:52)による「二つのできごと関係を見たまま、見られるままに表現する」という基本的性格から、ト条件文は事実をありのまま述べ、聞き手への働きかけを持たない新聞などの媒体に多く出現する書きことば的な性格を持つことが指摘できる。そのため、書きことばでありながらより擬似的な話しことばにおけるト条件文を考察することを目的として、1990年以降に発行された漫画の会話文から収集した全730例を調査資料とした。

ト条件文は後件のモダリティ制約を有するため、ト条件文一文のみでは聞き手への働きかけを持たない。従って、ト条件文を用いて聞き手へ働きかけるためにはト条件文以外からの何らかの要因が必要であることから、ト条件文以外の先行文脈あるいは後続文脈にト条件文と

同等の働きかけを持つ文が存在するのではないかと推測される。そのため、本論では、ト条件文を含む談話のまとまりにおける、反復表現・省略表現に着目し分析を行った。本論における反復表現は、寺村秀夫他編(1990:46-47)の指摘に従い、同一の言語表現が繰り返される「同一語句の反復表現」、異なる言語表現ではあるものの関連する言語表現として繰り返される「関連語句の反復表現」を含むものとする。また、馬場俊臣(2006:224-225)にて指摘されている通り、反復表現と省略表現は「会話の進展や発話者相互の関係作りの点で似た機能も果たしている」と関連性が指摘でき、本論においても反復表現と省略表現の観点からト条件文を記述することとする。

3. 聞き手への働きかけの有無と 後件の期待性から見た、事実文・警告文・提案文

本論における調査資料を聞き手への働きかけの有無で分類していく過程において、ト条件文は、第一に、聞き手への働きかけの有無から、表1の太線部分上下の大きく2つに分けられることが分かった。本論では、聞き手への働きかけがないト条件文を事実文と呼ぶこととする。第二に、聞き手への働きかけがあるト条件文は、その聞き手への働きかけの機能から、更に大きく2つに下位分類できることが分かった。その2つの下位分類に分類される聞き手への働きかけがあるト条件文の形態的特徴に着目すると、トの後件が反期待性の事態であるか、あるいは合期待性の事態であるかによって、2つに分けられることが分かった。

反期待性、合期待性の定義に関わる先行研究として、蓮沼昭子(1987:2-9)は、「反期待性」とは、世間一般の評価基準、あるいは、話し手個人の評価、期待などに反するといった否定的な意味的特性であり、「合期待性」とは「反期待性」と対立する概念で、話し手の期待に合致するという肯定的な意味的特性である、と指摘している。本論において使用する反期待性・合期待性は、蓮沼(1987)の定義に従うこととする。

本論ではそれぞれ、聞き手への働きかけがあり後件が反期待性の事

態となるト条件文を警告文、聞き手への働きかけがあり後件が合期待性の事態となるト条件文を提案文、と呼ぶこととする。なお、事実文については、後件の事態には期待性という主観的判断が含まれず、ただ事態そのものを表すため、この反期待性・合期待性といった期待性の区別から解放されると考える。

以上の3タイプは、先述の通り、いずれも鈴木(1986:52)によって指摘された「二つのできごとと関係を見たまま、見られるままに表現する」という「事実関係」を述べる基本的性格を持つという点では共通している。しかし、談話のまとまりに含まれることにより、各タイプは異なる性格を持つようになる。それぞれ、事実文は前件と後件の事態をありのまま並列的に説明する文、警告文は前件が起これば反期待性の後件が起きてしまうので前件の事態が起これないように働きかける文、提案文は前件が起これば合期待性の後件が起これるので前件が起これよう働きかける文、という性格を併せ持つようになると言えるであろう。

以上の3タイプは、表1のようにまとめられる。談話のまとまりから見たそれぞれの働きかけについては、5.以降にて後述することとする。

〈表 1〉 事実文・警告文・提案文

	聞き手への働きかけ	後件	肯定+ト (前件が肯定)	否定+ト (前件が否定)
1. 事実文	無	期待性から解放	お前は目立つな 上から見てるとすぐわかった	(母は食器を)棚の奥の隅までふき清めないとな 気の済まない人だった 〔回想場面。会話には現れにくい傾向がある〕
			やっぱり 口にピアスを開けると 食べづらいですね	でも… 機種が同じじゃないと使い方が違うし… どんなやつ?
2. 警告文	有	反期待性	そんなカッコで外に走ると風邪ひくぞ	走らないと終電に乗り遅れるから
3. 提案文		合期待性	今日ははりきって色々作りすぎたから 食べてもらえると助かったらちやう。	(用例なし)

4. 全体の調査結果

3.で示した分類基準に基づき整理した調査結果を提示し、全体から見た用例の現れ方からト条件文の特徴を提出する。

〈表 2〉全体の調査結果

	用例数	前件の肯定・否定別		用例
1. 事実文	403 (55%)	肯	385(53%)	おまえは目立つな 上から見 てるとすぐわかった
		否	18(2%)	でも… 機種が同じじゃない と使い方違うし… どんなや つ?
2. 警告文	263 (36%)	肯	155(21%)	そんなカッコで外にいると風 邪ひくぞ
		否	108(15%)	走らないと終電に乗り遅れる から
3. 提案文	64(9%)	肯	64(9%)	今日はりきって色々作りすぎ たから 食べてもらえると助 かっちゃう
		否	0(0%)	(用例なし)
合計	730 (100%)	肯	604(83%)	そんなカッコで外にいると風 邪ひくぞ
		否	126(17%)	走らないと終電に乗り遅れる から

本調査結果において、まず、前件と後件の事実をありのまま並列的に述べ、聞き手への働きかけがない事実文の用例数が第一位となった。この結果は、鈴木(1986:52)にてト条件文の基本的意味を「二つのできごと関係を見たまま、見られるままに表現する」と指摘した従来の研究の妥当性を確認することになるであろう。

しかし、事実文の用例数が第一位であるものの、後件が反期待性のため後件が起こらないように前件が発生するよう聞き手へ働きかける

警告文においても、事実文の半数以上の用例数が得られた。この結果は、調査対象の性格にも一因がある。例えば、新聞等の事実を情報として伝達する性格を持つ調査対象では当然ながら、聞き手への働きかけがない事実文が多く、漫画や小説の会話文のように聞き手が常に存在する上での発話行為が多く見られる調査対象では、聞き手への働きかけがある警告文・提案文が現れやすい傾向があることが予想されるためである。ト条件文を体系的に調査するためには、今後の課題として他の調査対象のト条件文についても考察する必要があるであろう。

また、形態的特徴から見ると、「否定+ト」は126例中108例が警告文であり、圧倒的に警告文になる傾向が見られた。「否定+ト」では提案文は全く見られなかったことから、「否定+ト」の後には合期待性の要素を用いて聞き手に働きかけにくいことが指摘できた。

5. 聞き手への働きかけがない事実文： 「笑うとかわいい。」¹⁾

事実文とは、聞き手への働きかけがなく、前件の事態が起こると後件の事態が起こる事実をありのまま並列的に示す文である。6.で後述する聞き手への働きかけがある警告文・提案文とは異なり、ト条件文が事実を説明するために用いられており、聞き手からの質問に対する回答や聞き手からの依頼に対する反応を示す箇所に見れている。例を見てみると、例1では10N^⑬の質問に対する回答、例2では8B^⑬の依頼に対する反応、例3では11R^⑱の質問に対する回答、の該当箇所にト条件文が現れていることが分かる。

これらの「質問に対する回答(例1の11S^⑭、例3の12M^⑬)」、「依頼に対する反応(例2の9A^⑭)」はいずれもト条件文の話し手のみが持っている新情報であり、話し手にとっても、また聞き手にとっても、談話のまとまりの中で初出の情報との認識となる。したがって、いずれ

1) ただし、終助詞(働きかけ有り)を付した場合等、「笑うとかわいいよ。」のように常に聞き手への働きかけが生じる場合がある。

の事実文も、談話のまとまりから見たト条件文の先行文脈には、ト条件文の同一語句の反復表現、あるいは、関連語句の反復表現となる文脈が存在しない。この点が6.で後述する警告文・提案文とは大きく異なる点であると指摘できる。

また、形態的特徴としては、「肯定+ト/否定+ト」ともに取り得るが、「否定+ト」は後述する警告文になりやすい傾向があるようである。

以下、例に沿って具体的に見ていくこととする。

例1：事実文1

1S:①かっこいー
 2N:②シン…
 3S:③すげえやナナさん ④ドラムも叩けるんだ!
 4N:⑤叩けねえよ
 5S:⑥叩いてたじゃん
 6N:⑦これだけしか出来ねえもん
 7S:⑧でも上手いよ ⑨いつ覚えたの?
 8N:⑩地元でバンドやってた時 ⑪遊びで教えてもらったんだ
 9S:⑫ヤッさんに?
 10N:⑬…なんで知ってんのヤスの事
 11S:⑭だってノブさん酒飲むといつつヤッさんの話するもん〔事実を述べているだけで聞き手への働きかけがない〕 ⑮昨日の晩もさんざん言ってた「ヤッさんがいればな」って
 12N:⑯あんたまたノブんとこ泊まったの? ⑰その服ノブのだろ
 13S:⑱ノブさん今バイト行ってるからちょっと遅れて来るかもって
 (『NANA』3, pp.66-67)

先述の通り、例1では10N⑬の質問に対する答として11S⑭にト条件文が現れていることがわかる。

反復表現との関連性に注目すると、「質問に対する答(11S⑭)」はト条件文の話し手のみが持っている新情報であり、話し手にとっても、また、聞き手にとっても、談話のまとまりの中で初出の情報との認識となる。そのため、事実文ではト条件文は先行文脈における反復表現との関わりがなく、同一語句の反復表現も関連語句の反復表現も見ら

れないことが特徴として指摘できる。しかし、後続文脈ではすぐ後の11S⑮にて11S⑭との関連語句の反復表現が見られ、⑭でのト条件文で表される事態のより具体的な補足内容が付加されている。

一方、省略表現との関連性に注目すると、11S⑭における省略表現を補うと、11S⑭の文末に後続する形で10N⑬の疑問文に関連する「だからヤスの事を知っている」というS自身の事実についての言及を補う形となり、聞き手への働きかけがないことがここでも確認できる。

さらに、接続表現との関連性に注目すると、11S⑭では、文頭に「だって」という接続表現が見られる。これは11S⑭の新情報であるト条件文が10N⑬の疑問文に対応する答として提出されたことを示すだけでなく、Nにとって1S①から8N⑩までのまとまりとは9N⑫の発話が不自然で異質なものであったのに対し、11S⑭の答を示すことによってこれまでの1S以降のまとまりと同じまとまりであることをも示し、11S⑭の文が9N⑫の文にさかのぼり同じ話題のまとまりとして結び付けているとも指摘できる。

例2：事実文2

[A、Bによる電話での会話]

1A:①ナナ? ②あれ? ③誰のケータイからかけてるの?

2B:④あたしのー

3A:⑤あ! ⑥買ったんだケータイ!

4B:⑦つーかレンがくれたムリヤリ

5A:⑧そーなんだ! ⑨よかったね

6B:⑩でも使い方がよくわかんねえんだよ メールとか

7A:⑪説明書ないの?

8B:⑫ぶ厚くて読むのめんどくさい ⑬あんたが帰ったら教えてもら
おーと思って待ってんのに…

9A:⑭…でも…機種が同じじゃないと使い方違うし… [事実を述べて
いるだけで聞き手への働きかけがない] ⑮どんなやつ?

10B:⑯そーなの? ⑰じゃああんた早く帰って説明書読んで教えてよ

11A:⑱…

(『NANA』5, pp.155-156)

先述の通り、例2では8B⑬の依頼に対する反応部分(9A⑭)にト条件文が現れていることがわかる。

反復表現との関連性に着目すると、「依頼に対する反応(9A⑭)」はいずれもト条件文の話し手のみが持っている新情報であり、話し手にとっても、また聞き手にとっても、談話のまとまりの中で初出の情報との認識となる。そのため、事実文である例2では、例1と同様、ト条件文は先行文脈における反復表現との関わりがなく、同一語句の反復表現も関連語句の反復表現も見られないことが特徴として指摘できる。例2では、後続文脈においても、同一語句の反復表現・関連語句の反復表現が見られない。

一方、省略表現との関連性に着目すると、9A⑭における省略表現を補うと、9A⑭の文末に後続する形で7A⑪の疑問文に関連する「だから説明書を読む必要がある」というA自身の事実についての言及を補う形となり、聞き手への働きかけがないことがここでも確認できる。

さらに、接続表現との関連性に着目すると、9A⑭では、文頭に「でも」という逆接の接続表現が見られる。これは9A⑭の新情報であるト条件文が8B⑬の依頼の働きを持つ文に対応する反応として提出されているという結び付きを示すだけでなく、7A⑪でAが質問した意図をさかのぼってBに伝えるという意味での話題のまとまりの中での結び付きをも示している。

例3：事実文3

[L、R、Mによる3人の会話]

1L:①ねーレン ②ヤスからナオキのこと聞いたー?

2R:③ハゲがどーかしたー?

3L:④『サーチ[雑誌名]』にバクロ記事書かれたらしいよ ⑤ネットで噂になってるの見たんだってー

4R:⑥バクロって何を

5L:⑦色々ー ⑧なんかボーカルかばってサーチの記者殴って警察に事情聴取受けたとか

6L:⑨おかげで他の週刊誌がすぐさま「ナナは本当はヤスとデキてる、っ

てネタ出して盛り上がってるみたい ⑩ありえないよねーそんなの
 ⑪嘘ばかりだよ ⑫しかもサーチがね ヤスのこと資格持ってない
 ヤミ弁護士とか書いたらしいよ? ⑬酷くない?
 7R:⑭…そりゃ酷えな
 8M:⑮あの…レイラさん…
 9L:⑯あ ありがとーマリちゃん
 10M:⑰実はあたしもその噂のこと気になってたんですけど…高木さん
 てもしかして司法修習をされてないんじゃないですか?
 11R:⑱何? 司法シューシューって
 12M:⑲医者で言うインターンみたいな制度です ⑳平たく言うと見習
 いですね ㉑司法試験に合格した後司法修習生を一年半やらない
 と法律家にはなれないんですよ[事実を述べているだけで聞き手
 への働きかけがない]
 13R:㉒…へー
 14L:㉓物知りだねーマリちゃん
 (『NANA』10, pp.162-164)

先述の通り、例3では11R⑱の質問に対する回答(12M㉑)にト条件文が現れていることが分かる。

反復表現との関連性に注目すると、「質問に対する回答(12M㉑)」はト条件文の話し手のみが持っている新情報であり、話し手にとっても、また聞き手にとっても、談話のまとまりの中で初出の情報との認識となる。そのため、事実文である例3では例1・例2と同様、ト条件文は先行文脈における反復表現との関わりがなく、同一語句の反復表現も関連語句の反復表現も見られないことが特徴として指摘できる。例3では、例2と同様、後続文脈においても同一語句の反復表現・関連語句の反復表現が見られない。

一方、省略表現との関連性に注目し、12M㉑における省略表現を補うと、12M㉑の文末に後続する形で12M㉑に関連する「だから見習いです」というM自身の言及を補う形となり、聞き手への働きかけがないことがここでも確認できる。

さらに、接続表現との関連性に注目すると、12M㉑では、いわゆ

る接続表現としての語単位での表現は見られない。しかし、12M①の内容に着目すると、12M②の「見習い」という新情報である新出語に対して情報を付加しているとも言え、この観点から12M①のト条件文の前件が節単位で接続表現として前後の文を結び付けるために機能しているとも指摘できるであろう。

以上、聞き手への働きかけがなく、新情報を示す事実文としてのト条件文を見た。談話のまとまりから見た事実文の先行文脈には、ト条件文の同一語句の反復表現・関連語句の反復表現となる文脈が現れないことが分かった。この点は聞き手への働きかけがあるト条件文、具体的には6.で後述する警告文・提案文とは大きく異なる点であることが指摘できた。

6. 聞き手への働きかけがあるト条件文

6.1 後件が反期待性である警告文：

「出てかないと水かけるから。」

警告文は、前件が起こると不都合な後件が起こるため、前件の肯否が反対の事態が起こるように働きかける表現である²⁾。そのため、前件と後件には因果関係が必要であり、後件には反期待性の事態をとる。したがって、以下のようにまとめられる。

- 4) a. PトQ→(ダカラ)→「P +ない」ようにしろ/しよう/しな
なければならない/したほうがいい
b. PないトQ→(ダカラ)→「P」ようにしろ/しよう/しな
なければならない/したほうがいい

2) 例えば、「出てかないと水かけるから。」では、前件「出てかない」と不都合な後件「水かけるから」が起こるため、前件の肯否が反対の事態「出ていく」が起こるように働きかけていることが指摘できる。

ところで、ト条件文全体の制約としてはモダリティ制約が挙げられ、ト条件文は5)のように後件に命令・依頼・意志・勧誘等のモダリティ表現を取ることが出来ない。

5) 旅行へ行くと写真を撮ります。(*撮れ/ *撮ってください
/ *撮ろう/ *撮りましょう)

トの後件にモダリティ表現を取ることが出来ない以上、ト条件文を用いて聞き手に働きかける際には何らかの要因が必要であると考えられる。談話のまとまりからト条件文とその周辺を見てみると、ト条件文の先行文脈には、命令や依頼に対してなされるような発話や応答が見られ、このことが聞き手への働きかけを生じさせる決定要因となっているのではないかと考えられる。

また、形態的特徴としては、「肯定+ト」も「否定+ト」も取り得るが、特に「否定+ト」は警告文になりやすい傾向があることが確認できた。

以下、例に沿って見ていくこととする。

例4：警告文1(警告の意味を持つト)

1K:①本当に申し訳ない! ②私の力不足で少しも話が進展しなくて
2Y:③川野さんのせいじゃないですよ ④うちのバンドの力不足ですから
3K:⑤いや君らのバンドがどうこう以前の問題なんだよ ⑥不況のせいで新人バンドの売り出しに会社が消極的なんだ ⑦新人は売り出しに莫大な予算かかるものの採算を取れる保証がないからね ⑧当然風当たりも強くなる
4Y:⑨今はそれでなくてもバンドが売れない時代ですしね
5K:⑩でもトラネスなんて今やアルバムが300万枚に届く勢いだぞ ⑪まあ あそこはボーカルのレイラが歌姫ブームに乗れるだけの魅力があるわけだが ⑫でもそれを言ったらナナだって充分魅力のあるボーカリストだ ⑬私はまだまだ諦めたりしないよ ヤス
6Y:⑭おれ達だってそう簡単には諦めたりしませんよ

7K:⑮じゃあ私にもう少し時間をくれるか
 8Y:⑯仮契約は3か月でしたよね? ⑰川野さんを信用してサインした以上約束は守りますよ
 9K:⑱そうか…ありがとう
 10Y:⑲例を言うのはこっちですよ ⑳そこまで思い入れてもらえて有難いです
 11K:㉑思い入れだけじゃビジネスは成立しないがね
 12Y:㉒でも おれは音楽を思い入れのないビジネスにするつもりはありませんから ㉓うちのバンドにはナナといい シンといい人様の愛情に恵まれずに育ちましたやつらもいますしね ㉔あいつらにしょせん世の中金と欲だけ だなんて思わせたくはないんですよ ㉕でも この先ますますそれを思い知ら される機会は増えるだろうから せめて川野さんのように本気でうちのバンドに愛情注いでくれる人に 後ろ盾してもらいたいんです ㉖荷が重いですか
 13K:㉗君の抱えてる荷物の方が重そうだな ㉘半分持たせてくれよ ㉙持てるだけ持とうとするな ㉚両手いっぱい塞がってると肝心なときに身動きが取れなくなるぞ [両手いっぱい塞がる程持てるだけ持とうとするな]
 14Y:㉛その通りですね
 (『NANA』9, pp.129-133)

反復表現との関連性に注目すると、例4では、13K⑳のト条件文の前文(13K㉙)で、「持てるだけ持とうとするな」という警告とも言える文が先行していることが非常に興味深い。この先行文脈での警告の後に13K㉚のト条件文を使って、聞き手に「両手いっぱい塞がってるようにならないように」、「持てるだけ持とうとしないように」と警告を二重に伝達していると言える。連続する文において同一語句の反復表現での働きかけではなく、13K㉙の根拠となる13K㉚のト条件文を倒置する形で関連語句の反復表現での警告の働きかけの形をとることによって、より聞き手への働きかけの強い警告をなしていると言える。

一方、省略表現との関連性に注目すると、13K㉚の内容が、13K㉙の「持てるだけ持とうとするな」という警告に対する理由に該当し

ている。したがって、聞き手からは倒置する形での理解がなされるために、13K⑳のト条件文の後に13K㉑の「持てるだけ持とうとするな」が省略されていると捉えられる。つまり同一語句の反復表現が省略されているという点が指摘できる。この省略表現による警告の働きかけは、トの後件にモダリティ表現をとることが許されないト条件文にとって、非常に重要な意味を持ち、この先行文脈の警告の働きかけを持つ同一語句の反復表現を言外に暗示して省略する事で、ト条件文は談話のまとまりの中で聞き手への働きかけを持つ文として機能すると指摘できる。

例5：警告文2(依頼の意味を持つト)

- 1J:①とにかくちゃんと住むとも仕事も探す気になったんでしょ?
 2N:②うん ③住むとは この辺で探そうと思ってるの ④ほんとは代官山とかあこがれてたんだけどやっぱりみんなと近所がいいし ⑤これから駅前の不動産屋行くからつき合っ
 3J:⑥無理 ⑦あたし午後からバイトだし
 4N:⑧そんなー ⑨一人だと心細いよ 淳ちゃん [一人にしないで一緒につき合っ
 5J:⑩何甘えてんの! [「つき合っ」と同等の働きかけがあるからこそ
 の反応であると思われる。]
 ⑪あんた これから一人暮らし始めるんだよ? 何でも一人で出来る
 ようになりなさい!
 6N:⑫…
 (『NANA』2, pp.52)

反復表現との関連性に注目すると、例5では、4N⑨のト条件文に先行する2N⑤で、「つき合っ」という依頼文が現れていることが非常に興味深い。この2N⑤で「つき合っ」という依頼の文が先行しており、4N⑨の「一人だと心細いよ」というト条件文を使って、聞き手に「一人にしないで」つまりは「つき合っ」という2N⑤の依頼と同様の働きかけをなし、依頼を二重に伝達していると言える。同一語句の反復表現での働きかけではなく、2N⑤の理由となる4N⑨のト条件文を倒置

する形で関連語句の反復表現での依頼の働きかけを行うことによって、より聞き手への働きかけの強い依頼をなしていると言える。

一方、省略表現との関連性に着目すると、4N⑨の内容は、2N⑤の「つき合っ」て」という依頼に対する理由に該当している。したがって、聞き手からは倒置する形での理解がなされるために、4N⑨のト条件文の後に2N⑤の「つき合っ」て」が省略されていると捉えられる。つまり同一語句の反復表現が省略されているという点が指摘できる。この省略表現による依頼の働きかけは、トの後件にモダリティ表現をとることが許されないト条件文にとって、非常に重要な意味を持ち、この先行文脈の依頼の働きかけを持つ同一語句の反復表現を言外に暗示して省略する事で、ト条件文は談話のまとまりの中で聞き手への働きかけを持つ文として機能すると指摘できる。

例6：警告文3(警告または命令の意味を持つト)

- 1Y:①何ですか? お母さん ②3時ですから そろそろ夕飯の買い物に行かないと
- 2O:③行きますよ ④ええ 行きますとも ⑤でもね その前に言ってきたことがあるんですよ ⑥この新聞の山どうにかしてよ!! ⑦3紙もとっていつまでも捨てないで ⑧父さんの部屋からあふれた本だけでも うんざりしてるっていうのに ⑨これだけ回収に出せばうちはティッシュペーパーとトイレトペーパーは もう 買う必要はないのよ!! ⑩私が買い物から帰ってくるまでにかたづけとかなないと全部捨てちゃうからね!! [私が買い物から帰ってくるまでにかたづけておきなさい]
- 3Y:([心内発話]⑪体調の悪いときに外出するのろくなことはない ⑫イライラして道の右側を歩かずまん中を堂々と歩いている奥さんをよく見かける)
- 4Y:([Oの額に手をあてて]⑬やはり多少熱がある ⑭寝ていた方がいい ⑮私が代わりに買い物に行きましょう)
- 5O:⑯お父さんそれよりもこの新聞の山どーにかしてくださいよ!! (『天才柳沢教授の生活』1, p.73)

反復表現との関連性に着目すると、例6では、20⑩のト条件文に先行する20⑥で「この新聞の山どうにかしてよ」という命令の文が現れていることが非常に興味深い。この20⑥で「この新聞の山どうにかしてよ」という命令の文が先行しており、20⑩で「私が買い物から帰ってくるまでにかたづけとかないと全部捨てちゃうからね」というト条件文が使われることにより、聞き手に「かたづけておきなさい」つまりは「この新聞の山どうにかしてよ」という20⑥の命令と同様の働きかけをなし、命令を二重に伝達していると言える。同一語句の反復表現での働きかけではなく、20⑥の理由となる20⑩のト条件文を倒置する形で関連語句の反復表現での命令の働きかけの形をとることによって、より聞き手への働きかけの強い命令をなしていると言える。

一方、省略表現との関連性に着目すると、20⑩の内容は、20⑥の「この新聞の山どうにかしてよ」という命令に対する理由に該当している。したがって、聞き手からは倒置する形での理解がなされるために、20⑩のト条件文の後に20⑥の「この新聞の山どうにかしてよ」が省略されていると捉えられる。つまり同一語句の反復表現が省略されているという点が指摘できる。この省略表現による依頼の働きかけは、トの後件にモダリティ表現をとることが許されないト条件文にとって、非常に重要な意味を持ち、この先行文脈の命令の働きかけを持つ同一語句の反復表現を言外に暗示して省略する事で、ト条件文は談話のまとまりの中で聞き手への働きかけを持つ文として機能すると指摘できる。

さらに例6では、ト条件文に後続する50⑬で「この新聞の山どーにかしてくださいよ」と関連語句の反復表現を再度明示することにより非常に強い命令の働きかけがなされていることが指摘できる。

以上、警告文を談話のまとまりから見た。警告文では、ト条件文一文だけで警告という働きかけを聞き手に発信しているのではなく、関連語句の反復表現を用い、さらにはト条件文の関連語句の反復表現を省略させることによって、聞き手への強い働きかけを生じさせていると言える。

同じく後件が反期待性の事態で警告文として分類したト条件文で

あっても、そのト条件文がどのような機能を持っているかによってさらなる下位分類が設定できるようである。本調査においては、警告・命令・依頼の機能がみられた。その判別はト条件文の外にある文脈に依存しているのではないかと予想されるものの、本論で言及するには至らなかったため、今後の課題としたい。

6.2 後件が合期待性である提案文：

「みなさんつきあってくださるとうれしい。」

提案文とは、前件が起こると合期待性の後件が起きるので、前件が起こるように提案あるいは勧める用法である³⁾。そのため、前件と後件には必ず因果関係が存在しており、以下のようにまとめられる。

6) PトQ→(Qだから)「P,ようにしろ/しよう/してください

提案文も警告文と同様、ト条件文の前後の文脈には、命令や依頼に対してなされるような発話や応答が見られた。

また、形態的特徴として、「否定+ト」の用例は全く見られなかった。「否定+ト」の後には合期待性の要素を用いて聞き手に働きかけにくいことが指摘できた。

以下、例に沿って見ていくこととする。

例7：提案文1(提案または勧めの意味を持つト)

1T:①はぐちゃんってスゴイな…
 2M:②え? ③ああ ④オレもちょっと驚いた
 3T:⑤オレはなんかこう… ⑥ショックっていうかな… ⑦オレ「何かしたい」って思って美大に入ったけど 将来どこにつとめてどんなコトしたいとか… そんなのまだぜんぜん考えたコトなくて

3) 例えば、「みなさんつきあってくださるとうれしい。」では、前件「みなさんつきあってくださる」と合期待性の後件「うれしい」ため、前件「みなさんつきあってくださる」が起こるように働きかけていることが指摘できる。

⑧だから はぐちゃんを見て少し あせった… ⑨…って いうか森田せんばいも好き放題やってるようみえて 実は ものスゴクしっかり仕事してるみたいだし ⑩真山さんだって卒業したら今バイトしてる店舗設計の事務所にそのまま誘われてるのでしょ？

4M:⑪ああ 理花さんの所か ⑫まあ… まだわかんないけどな

5T:⑬…

6M:⑭… おばちゃん カキ揚げ1つ追加ね ⑮ホラ [追加のカキ揚げをTの丼に入れる] ⑯なあ竹本お前まだ2年なんだぜ ⑰あせらないで何でもやってみろよ ⑱少しでも興味があるコトかたっぱしから ⑲手を動かしてみると アッサリ解ることって けっこうあるぜ? [手を動かしてみろよ(倒置的になっている「あせらないで何でもやってみろよ」も補充可能)]

7T:⑳…ウス。[働きかけがあるからこそその応答表現のように思われる] ㉑先パイ

8M:㉒来週あたりこうパーッとサ 外で鉄板焼パーティーとかしねえ? ㉓教授とかはぐちゃんとかアパートのみんな誘ってサ

9T:㉔いいっすねやりましょう
(『ハチミツとクローバー』1, pp.28-31)

反復表現との関連性に注目すると、例7では、6M⑱のト条件文に先行する6M⑰⑱で「あせらないで何でもやってみろよ 少しでも興味あるコトかたっぱしから」と提案の文が現れていることが非常に興味深い。この6M⑰⑱で「あせらないで何でもやってみろよ 少しでも興味あるコトかたっぱしから」と提案の文が先行しており、6M⑲で「手を動かしてみると アッサリ解ることってけっこうあるぜ」というト条件文が使われることにより、聞き手に「手を動かしてみろよ」という6M⑰⑱の提案または勧めと同様の働きかけをなし、提案を二重に伝達していると言える。連続する文において同一語句の反復表現での働きかけではなく、6M⑰⑱の理由となる6M⑲のト条件文を倒置する形で関連語句の反復表現での提案の働きかけの形をとることによって、より聞き手への働きかけの強い提案をなしていると言える。

また、ト条件文に後続する7T㉑で「…ウス。」という応答表現が現

れていることも、6M⑱のト条件文が聞き手へ働きかけを持っているという妥当性を確認する根拠になるであろう。

一方、省略表現との関連性に着目すると、6M⑱の内容は、6M⑰⑱の「あせらないで何でもやってみろよ 少しでも興味あるコトかたっぱしから」という提案に対する理由に該当している。したがって、聞き手からは倒置する形での理解がなされるために、6M⑱のト条件文の後に、6M⑰⑱の「あせらないで何でもやってみろよ 少しでも興味あるコトかたっぱしから」が省略されていると捉えられる。つまり同一語句の反復表現が省略されているという点が指摘できる。この省略表現による提案の働きかけは、トの後件にモダリティ表現をとることが許されないト条件文にとって、非常に重要な意味を持ち、この先行文脈の命令の働きかけを持つ同一語句の反復表現を言外に暗示して省略する事で、ト条件文は談話のまとまりの中で聞き手への働きかけを持つ文として機能すると指摘できる。

例8：提案文2(提案または勧めの意味を持つト)

1A:①レコーディングお疲れ様です ②よかったらお食事も召し上がられますか?
 2B:③うん
 3T:④いーって ⑤こいつはすぐ帰るそうだから
 4B:⑥…
 5A:⑦じゃあ すぐ用意しますね ⑧今日はりきって色々作りすぎたから 食べてもらえると助かっちゃう [食べて行って下さい]
 6B:⑨はい…[働きかけがあるからこそその応答表現のように思われる。]
 (『NANA』9, p.177)

反復表現との関連性に着目すると、例8では、5A⑧のト条件文に先行する1A②で「よかったらお食事も召し上がられますか?」という提案の文が現れていることが非常に興味深い。この1A②では「よかったらお食事も召し上がられますか?」という提案の文が先行している。そこで5A⑧で「食べてもらえると助かっちゃう」というト条件

文が使われることにより、聞き手に「よかったらお食事も召し上がられますか?」という1A②の提案または勧めと同様の働きかけをなし、提案を二重に伝達していると言える。連続する文において同一語句の反復表現での働きかけではなく、5A⑧の理由となる1A②のト条件文を倒置する形で関連語句の反復表現での提案の働きかけの形をとることによって、より聞き手への働きかけの強い提案をなしていると言える。

また、例7と同様、ト条件文に後続する6B⑨で「はい」という応答表現が現れていることも、5A⑧のト条件文が聞き手へ働きかけを持っているという妥当性を確認する根拠になるであろう。

一方、省略表現との関連性に注目すると、5A⑧の内容は、1A②の「よかったらお食事も召し上がられますか?」という提案に対する理由に該当している。したがって、聞き手からは倒置する形での理解がなされるために、5A⑧のト条件文の後に、1A②の「よかったらお食事も召し上がられますか?」が省略されていると捉えられる。つまり同一語句の反復表現が省略されているという点が指摘できる。この省略表現による提案の働きかけは、トの後件にモダリティ表現をとることが許されないト条件文にとって、非常に重要な意味を持ち、この先行文脈の命令の働きかけを持つ同一語句の反復表現を言外に暗示して省略する事で、ト条件文は談話のまとまりの中で聞き手への働きかけを持つ文として機能すると指摘できる。

以上、提案文を談話のまとまりから見た。提案文では、ト条件文一文だけで提案・勧めという働きかけを聞き手に発信しているのではなく、関連語句の反復表現を用い、さらにはト条件文の関連語句の反復表現を省略させることによって、聞き手への強い働きかけを生じさせていると言える。

7. 結論

以上、聞き手への働きかけの有無と、後件が反期待性か合期待性か

に着目し、ト条件文を考察した。

談話のまとめりから見たト条件文は、聞き手への働きかけの有無と後件の要素の観点から、聞き手への働きかけがない事実文と、聞き手への働きかけがある警告文・提案文の機能を持つことが分かった。

聞き手への働きかけがない事実文では、ト条件文は聞き手にとっての新情報として事実を提出しているため、先行文脈にト条件文と同等の働きを持つ反復表現は同一語句の反復表現・関連語句の反復表現ともに現れないことが分かった。一方、警告文・提案文では、前後の文脈にト条件文と同等の働きかけを持つ関連語句の反復表現が現れることが分かった。この両者の相違点が、ト条件文における聞き手への働きかけの有無の判別において、大きな判断要因となることが指摘できた。

用例採取にあたり、「否定+ト」には聞き手への働きかけがあるいわゆる警告文の機能を持つ傾向が強いのではないかという仮説のもとで実際の用例を聞き手への働きかけの有無の観点から整理したところ、実際には警告文だけでなく、前件と後件の事実をそのまま述べ聞き手への働きかけがない事実文も現れることが分かった。一方、「肯定+ト」は事実文としての傾向が強く表れるのではと予想したが、実際には聞き手に働きかける警告文または提案文にも現れることが分かった。

話し手は、聞き手への警告や提案の働きかけを同一語句の反復表現として全くの同文で反復するのを避けるために、異なる形式であるト条件文を用いて関連語句の反復表現を省略する形で警告や提案などの強い働きかけを達成しようとしているのではないかと考えられる。鈴木(1986:58-59)で既にトが「事実関係」と指摘されているように、「事実関係」を示すト条件文を用いて聞き手に客観的事実を示すことで、話し手自身の主張の妥当性を示すためなのではないかと予想されるが、この点についての言及については今後の課題としたい。

調査対象

- 赤石路代『P.A.』1(1998)、2(1998)、3(1999)、4(1999)、小学館文庫、小学館。
羽海野チカ 2002『ハチミツとクローバー』1、集英社。
尾田栄一郎『ONE PIECE』28(2003)、29(2003)、30(2003)、31(2003)、32(2004) ジャンプ・コミックス、集英社。
雁屋哲・花咲アキラ『美味しんぼ』68(1999)、72(1999)、72(2000)、73(2000)、82(2002)、87(2004) ビッグコミックス、小学館。
篠原千絵『海の闇、月の影』1(1997)、2(1997)、3(1997)、4(1997)、6(1997)、7(1998)、9(1998)、10(1998)、11(1998)、小学館文庫、小学館。
寺沢大介『ミスター味っ子』3(2001)、4(2001)、5(2002)、7(2002)、8(2002)、講談社漫画文庫、講談社。
富樫義博 2004『HUNTER×HUNTER』20、ジャンプコミックス、集英社。
中島丈博/作画 加西涼/原作 菊池寛 (2003)『漫画 真珠夫人』白泉社。
日渡早紀『ぼくの地球を守って』4(1998)、5(1998)、6(1998)、7(1998)、8(1998)、白泉社文庫、白泉社。
植村さとる『おいしい関係』3(1999)、5(2000)、7(2000)、8(2001)、9(2001)、YOUNG YOU 漫画文庫、集英社。
松本零士『銀河鉄道999』8(1994)、9(1994)、10(1994)、11(1994)、少年画報社文庫、少年画報社。
矢沢あい『NANA』1(2000)、2(2003)、3(2001)、4(2001)、5(2002)、6(2002)、7(2002)、8(2003)、9(2003)、10(2004)、リボンマスコットコミックス クッキー、集英社。
山下和美 2001『天才 柳沢教授の生活』2001、講談社漫画文庫、講談社。
吉村明美『薔薇のために』2(2000)、8(2001)、小学館文庫、小学館。

参考文献

- 坂原茂 (1985)『日常言語の推論』(認知科学選書2)東京大学出版会、pp.139-157。
佐久間まゆみ・杉戸清樹・半沢幹一(1997)『文章・談話のしくみ』おうふう、pp.38-48。
鈴木義和(1986)『接続助詞「と」の用法と意味』『国文論叢』13、神戸大学、pp.51-61。
寺村秀夫他編 (1990)『ケーススタディ 日本語の文章・談話』桜楓社、pp.46-57。
蓮沼昭子 (1987)『条件文における日常的推論 - 「テハ」と「バ」の選択要因をめぐって -』『国語学』150集、pp.2-9。
4馬場俊臣(2006)『日本語の文連接表現 - 指示・接続・反復 -』おうふう、pp.224-225。
前田直子 (1995)『バ、ト、ナラ、タラ - 仮定条件を表す形式』宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(下)複文編』くろしお出版、pp.483-495。
松下大三郎 (1930)『改撰標準日本文法』勉誠社、pp.534-551。

성 명(한 글) : 이토사치코

(한 자) : 伊藤沙智子

(영 문) : Ito, Sachiko

논문영어제목 : Analysis of Conditional Sentence of “-To”: From
the two Observations of “the Expressions by
Omission” and “the Expressions by Repetition” in
Discourse

소 속 : 한국외국어대학교 일본어대학 일본언어문화학부

E-mail : ito.sck@gmail.com

투 고 일 : 2014년 3월 29일

심사개시일 : 2014년 4월 3일

심사완료일 : 2014년 4월 29일